

# 学校感染症一覧

徳島県立阿波高等学校 環境・厚生課

学校において予防すべき感染症に罹患した場合は、学校保健安全法第19条の規定により、出席停止の措置をとることになっています。医師の診断により登校の許可が出るまでは十分に療養してください。出席停止期間は欠席扱いにはなりません。なお、登校できるようになりましたら、学校で用意している様式「治癒報告書」にお薬説明書等の写しを添えて、新型コロナウイルス感染症の場合は「出席停止届」を、担任に提出してください。

## ○第1種学校感染症・・・治癒するまで出席停止。

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱・急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器感染症候群（MERS）、特定鳥インフルエンザ（H5N1）、その他の指定感染症及び新感染症

## ○第2種学校感染症・・・次の期間出席停止。ただし病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときはこのかぎりではない。

病名	主な症状	感染経路	潜伏期間	出席停止期間
インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	悪寒・頭痛・高熱・倦怠感・ 鼻汁・咳・咽頭痛	飛沫 接触	平均2日 (1～4日)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日 を経過するまで
百日咳	コンコンという連続・発作性 の咳	飛沫 接触	7～10日	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正 な抗菌療法が終了するまで
麻疹 (はしか)	咳・鼻水・発熱・眼球結膜の 充血・特有な発しん・口内に コプリック斑	空気 飛沫 接触	8～12日	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺の腫れ・痛み・発熱	飛沫 接触	16～18日	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した 後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹 (3日はしか)	発熱・ピンク色の発しん・ リンパ節の腫れ	飛沫 接触	16～18日	発しんが消失するまで
水痘 (水ぼうそう)	発しん・かゆみ・痛み・発熱	空気 飛沫 接触	14～16日	すべての発しんか痂皮化するまで
咽頭結膜熱 (プール熱)	高熱・咽頭痛・結膜充血	飛沫 接触 結膜	2～4日	主要症状が消退した後2日を経過するまで
新型コロナウイルス 感染症（ <u>ベータコロナウイルス</u> 属のコロナウイルスであるものに 限る）	発熱・咳・倦怠感	飛沫 接触	2～7日 (中央値は 2～3日)	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快し た後1日を経過するまで
結核	咳・痰・微熱・倦怠感	空気 (飛沫核)	2年以内 (特に6か月 以内)	病状により学校医その他の医師において感染 の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	発熱・頭痛・意識障害・嘔吐	飛沫 接触	4日以内 (1～10日)	病状により学校医その他の医師において感染 の恐れがないと認めるまで

## ○第3種学校感染症・・・病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、伝染性紅斑、手足口病等）

(注) その他の感染症は、各地域・学校における発生状況・流行の態様等を考慮し、出席停止かどうか決定されます。出席停止になるとは限りませんので、感染性胃腸炎等にかかった時は、その都度学校に申し出てください。